

消費税インボイス制度への適切な対応を

インボイスとは適格請求書のことで、令和5年10月1日から、仕入税額控除の要件として、「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」になっており、以下に留意してご対応下さい。

■〔対応1〕免税事業者等

- ① 免税事業者等でインボイス登録していないのであれば帳簿等はこれまでどおり
- ② インボイス登録事業者になる場合、「適格請求書発行事業者の登録申請書」を所轄税務署へ提出
 - 免税事業者が登録を受ける場合は、登録希望日（提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日）から登録可
- ③ 免税事業者が基準期間（個人事業者は課税期間の前々年*特定期間：前年1～6月）の課税売上高1,000万円を超えると課税事業者となるので、その確認はインボイス登録に関係なく必要
 - 「消費税課税事業者届出書」及び「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」、「消費税簡易課税制度選択届出書」及び「消費税簡易課税選択不適用届出書」の提出書類に注意！
 - 大規模な設備投資等の予定があり仕入税額控除が多くなることが判明している場合、課税事業者を選択して消費税還付を受けることも可能。その際は「消費税課税事業者選択届出書」及び「消費税課税事業者選択不適用届出書」の提出に注意！

■〔対応2〕インボイス登録事業者

- ① 売上先へ求めに応じてインボイス（右参照）を発行
- ② 売上先が消費者や免税事業者等の場合、相手にインボイスの交付の不必要
- ③ JA、卸売市場への農協特例・卸売市場特例に該当する販売はインボイスの交付免除
（出荷者でなく卸売市場やJAなど受託者の登録番号を記載）
- ④ JA直売所等は媒介者特例の取扱いの関係上、要確認
 - 委託者（農業者）に代わって媒介者JA直売所等がインボイス発行
 - 家畜市場に登録番号を提供すれば家畜市場が出荷者に代わってインボイス発行
- ⑤ 登録取消を求める場合は、「適格請求書発行事業者の登録の取消を求める旨の届出書」を所轄税務署へ提出
 - 届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間の初日から登録の効力を失わせるためには、翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに提出が必要
- ⑥ 免税事業者からインボイス登録等により課税事業者になった場合の消費税確定申告にあたっては、2割特例を選択するか否かを検討

日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象 40,000円		消費税 3,200円
10%対象 80,000円		消費税 8,000円

■〔対応3〕課税事業者〔一般課税〕

- ① 取引先が登録事業者であるか否か確認するとともに、証拠書類を保存
- ② 登録事業者でない免税事業者等からの仕入の場合、令和8年9月30日までは80%（令和11年9月30日までは50%）の仕入税額控除が可能で、その適用にあたって、免税事業者等から受領する区分請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存と経過措置の適用を受ける旨（8割控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿を保存
- ③ 制度開始から6年間、課税売上高1億円以下等の事業者は1万円未満の取引はインボイスの保存がなくても仕入税額控除可能